

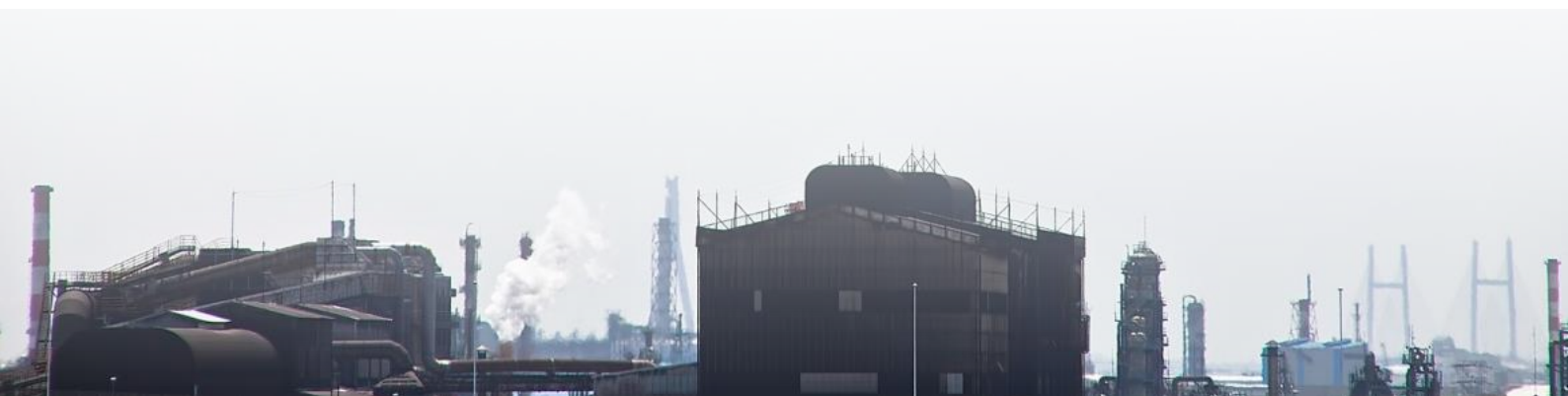
特定施設に係る届出の手引き

(騒音規制法及び振動規制法関係)

《 詳細版 》

令和4年

伊勢原市経済環境部環境対策課





目 次

1 特定工場等に係る規制について

- (1) 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 届出の種類等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 特定施設について

- (1) 騒音規制法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 振動規制法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 特定施設に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ア. 特定施設の扱いに関する留意事項
 - イ. 特定施設「送風機」について
 - ウ. 特定施設「圧縮機」について

3 届出の実施について

- (1) 特定施設設置届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ア. 届出書への記載内容等について
 - イ. 添付書類について
 - ウ. 《参考》水質汚濁防止法に係る特定施設設置届出との違いについて
- (2) 特定施設の種類ごとの数変更届出書・・・・・・・・・・・・ 12
 - ア. 特定施設の数の変更に係る届出要件について
 - イ. 届出書への記載内容等について
 - ウ. 添付書類について
- (3) 騒音(振動)の防止の方法変更届出書・・・・・・・・・・・・ 18
 - ア. 届出書への記載内容等について
 - イ. 添付書類について
 - ウ. 騒音(振動)の防止の方法に係る届出の省略について
 - エ. 振動規制法における特定施設の使用の方法の変更について
- (4) 氏名等変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - ア. 届出書への記載内容等について
 - イ. 添付書類について

(5) 特定施設使用全廃届出書	24
ア. 届出書への記載内容等について	
イ. 届出を行う際に特に注意いただきたい事項について	
(6) 承継届出書	26
ア. 届出書への記載内容等について	
イ. 届出を行う際に特に注意いただきたい事項について	

4 規制基準について

(1) 概要	29
(2) 伊勢原市の騒音及び振動に係る規制基準	29
(3) 規制基準の適用対象について	29

5 届出に関するよくある質問について

届出者は、届出対象の工場の代表である工場長では駄目ですか	30
特定施設設置届出は、工事開始日から起算して30日前に行えば良いですか	30
届出期限が日曜日であった場合、届出は翌日の月曜日でも良いですか	30
届出書は、正本と副本のほかに、会社側の控えを用意したほうが良いですか	31
道路を挟んだ駐車場や倉庫も、特定工場等の敷地に含まれますか	31
特定施設設置届出などは、実施の制限期間の短縮がありますか	31
届出書の提出は、郵送でも構いませんか	31
共通様式を準備し、使用して構いませんか	32

6 参考資料

(1) 騒音規制法(特定工場等に関する部分抜粋)	33
(2) 振動規制法(特定工場等に関する部分抜粋)	36

騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)による規制は、工場又は事業場に対するものと、建設作業に対するものに大別されます。本書は、このうちの工場又は事業場に対する規制についての概要等をお示しするものです。

なお、その取扱いは、伊勢原市においてのものであります。他の地方公共団体における取扱いについては、各地方公共団体の担当まで御確認ください。

また、本書は、騒音規制法を基本に作成しておりますので御注意ください。

1 特定工場等に係る規制について

(1) 概要

指定地域において特定施設を設置しようとする場合は、特定施設の設置に関する届出を行う必要があります。

指定地域内で特定施設を設置する工場又は事業場は、特定工場等と呼ばれ、「特定施設」に関する届出と「規制基準」の遵守が求められます。

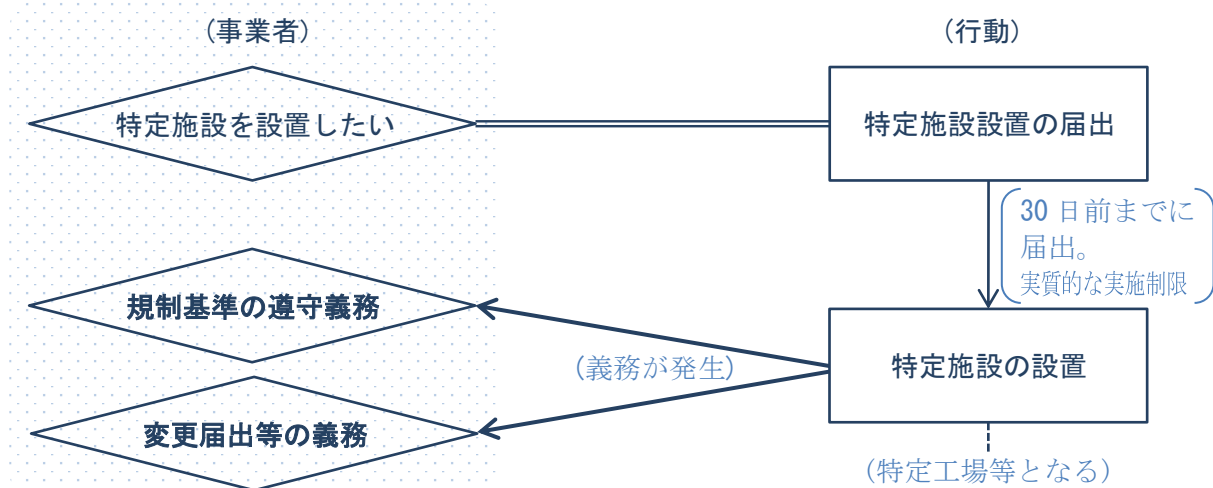


図 1-1-1 特定工場等に係る規制の概要

表 1-1 用語の解説

用語	説明
特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で、法令で定められた施設のこと。騒音規制法と振動規制法で、対象となる施設が異なる。※P. 3～6 参照
特定施設の種類	特定施設は、例えば「機械プレス」といったように、大きなくくりで定められている。これを特定施設の種類といい、それぞれ番号(場合によってはカタカナで記された細分がある)が設けられている。なお、届出書には、「一 ホ 機械プレス」といったように記載する。
特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場のこと。
規制基準	特定工場等の敷地の境界線における騒音若しくは振動の大きさの許容限度のこと。※P. 29 参照
指定地域	特定工場等において発生する騒音について規制する、市長が指定する地域のこと。 本市は、工業専用地域を除く全域が、指定地域として指定されている。
工場又は事業場 (参考)	一般的にいて継続的に一定の業務のために使用される場所のこと(特定施設の設置があれば、工場に限らず規制対象となる)。

(2) 届出の種類等について

特定施設の設置に関する届出を行った特定工場等には、その後生じる変更事由に対し、各種届出が必要となります。

生じた変更内容に対して必要となる届出や、届出を行う期限については、下記表を御確認ください。

なお、それぞれ正本と副本(正本の写し)を用意して届け出てください。

また、届出者が法人であることを前提にしますので、個人による届出を行う場合の不明点は、担当まで問合せください。

表 1-2-1 特定工場等に係る届出の内容と対応様式

内容	様式名称 [様式番号]	届出 期限
特定施設を工場又は事業場に初めて設置する	特定施設設置届出書 [第1号様式]	設置 ・ 変更 工事の 30日前 まで ^(注4)
特定施設の数を変更する ^(注1) 特定施設の使用時刻を変更する ^(注2)	特定施設の種類ごとの数変更届出書 ^(注3) [第3号様式]	
騒音(振動)の防止の方法を変更する	騒音(振動)の防止の方法変更届出書 [第4号様式]	
法人の住所、名称、代表者氏名又は特定工場等の名称、所在地 ^(注5) を変更する	氏名等変更届出書 [第6号様式]	変更 ・ 全廃 ・ 承継 から 30日 以内
特定工場等に設置された特定施設すべての使用を廃止する	特定施設使用全廃届出書 [第7号様式]	
特定工場等における特定施設のすべてを譲り受ける又は借り受ける	承継届出書 [第8号様式]	

注1 数の変更については、騒音規制法と振動規制法で取扱いが異なるので注意を要する。詳細は、「3(2) 特定施設の種類ごとの数変更届出書(12 ページ)」を参照のこと。

注2 振動規制法においてのみ届出を要する。

注3 振動規制法における届出書の名称は、「特定施設の種類及び能力ごとの数(特定施設の使用の方法)変更届出書」。

注4 届出の日及び工事の開始日は、30日に含まないので注意のこと。

注5 特定工場等の所在地の変更については、「3(4) 氏名等変更届出書(22 ページ)」を参照のこと。

2 特定施設について

(1) 騒音規制法

騒音規制法における特定施設は、次の表のとおりです。

表 2-1-1 騒音規制法に係る特定施設(1)

	特定施設の種類	該当する施設の例示
一 金属加工機械	イ 圧延機械 (合計 22.5kW 以上)	分塊圧延機、線材圧延機、帯材圧延機など
	ロ 製管機械	押出式製管機械、電縫管製造機械など
	ハ ベンディングマシン (ロール式のものであって、3.75kW 以上)	形材・丸棒・管用ベンディングマシン、丸棒・角棒矯正機など
	ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	液圧プレス、液圧式プレスブレーキなど
	ホ 機械プレス (呼び加圧能力 294kN 以上)	機械プレス(クランクプレス、クランクレスプレス)など
	ヘ せん断機 (3.75kW 以上)	直刃せん断機、丸刃せん断機など
	ト 鍛造機	ハンマ(ドロップハンマ、エヤーハンマ)など
	チ ワイヤードローイングマシン	ワイヤードローイングマシン、ストランディング・ツイスティング・ブレイディングマシンなど
	リ ブラスト (密閉式のを除く)	ショットブラスト、エアブラストなど
	ヌ タンブラー	タンブラー
	ル 切断機 (といしを用いるもの)	といしを用いる切断機
二	空気圧縮機(環境大臣が指定するものを除き、7.5kW 以上)及び送風機(7.5kW 以上)	ターボ形圧縮機、容積形圧縮機、ファン、ブローなど
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(7.5kW 以上)	ジョークラッシャ、インパクトクラッシャ、ローラミル、ふるい分機、分級機など
四	織機 (原動機を用いるもの)	自動織機、特殊織機など ※工業用ミシンや紡績機械は対象外

備考 「特定施設の種類」中の()内は、規模要件を表す。このとき、特に記載のないものは、原動機の定格出力を示す。なお、「合計」と記載のないものは、個々の出力で判断する。

表 2-1-2 騒音規制法に係る特定施設(2)

特定施設の種類		該当する施設の例示
五 建設用資材 製造機械	イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く 混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上)	バッチングプラント、コンクリート 柱・管・ブロック製造機械
	ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg 以上)	アスファルトプラント
六 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、7.5kW 以上)		製粉機(ロール式製粉機)
七 木材加工 機械	イ ドラムバーカー	バーカ
	ロ チッパー (2.25kW 以上)	チップ
	ハ 碎木機	碎木グラインダなど
	ニ 帯のこ盤 (製材用:15kW 以上、木工用 2.25kW 以上)	帯のこ盤(テーブル帯のこ盤、タンデ ム帯のこ盤など)
	ホ 丸のこ盤 (製材用:15kW 以上、木工用 2.25kW 以上)	丸のこ盤(テーブル丸のこ盤、エッジ ャなど)
	ヘ かな盤 (2.25kW 以上)	自動かな盤、仕上かな盤など
八 抄紙機		ワイヤーパートなど
九 印刷機械 (原動機を用いるもの)		凸版印刷機、平版印刷機、凹版印刷 機など
一〇 合成樹脂用射出成形機		射出成形機
一一 鋳造型機 (ジョルト式のもの)		鋳造型機

備考 「特定施設の種類」中の()内は、規模要件を表す。このとき、特に記載のないものは、原動機の定格出力を示す。なお、「合計」と記載のないものは、個々の出力で判断する。

(2) 振動規制法

振動規制法における特定施設は、次の表のとおりです。

表 2-2-1 振動規制法に係る特定施設(1)

特定施設の種類		該当する施設の例示
一 金属加工機械	イ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	液圧プレス、液圧式プレスブレーキなど
	ロ 機械プレス	機械プレス(クランクプレス、クランクレスプレス)など
	ハ せん断機 (1kW以上)	直刃せん断機、丸刃せん断機など
	ニ 鍛造機	ハンマ(ドロップハンマ、エヤーハンマ)など
	ホ ワイヤードローイングマシン (37.5kW以上)	ワイヤードローイングマシン、スタンディング・ツイスティング・ブレイディングマシンなど
二 圧縮機 (環境大臣が指定するものを除き、7.5kW以上)	ターボ形圧縮機、容積形圧縮機など	
三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(7.5kW以上)	ジョークラッシャ、インパクトクラッシャ、ローラミル、ふるい分機、分級機など	
四 織機 (原動機を用いるもの)	自動織機、特殊織機など ※工業用マシンや紡績機械は対象外	
五 コンクリートブロックマシン(2.95kW以上)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(合計10kW以上)	コンクリート柱・管・ブロック製造機械	
六 木材加工機械	イ ドラムバーカー	バーカ
	ロ チッパー (2.2kW以上)	チッパ
七 印刷機械 (2.2kW以上)	凸版印刷機、平版印刷機、凹版印刷機など	
八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので、30kW以上)	ゴム練用ロール、カレンダーなど	
九 合成樹脂用射出成形機	射出成形機	
一〇 鋳造型機 (ジョルト式のもの)	鋳造型機	

備考 「特定施設の種類」中の()内は、規模要件を表す。このとき、特に記載のないものは、原動機の定格出力を示す。なお、「合計」と記載のないものは、個々の出力で判断する。

(3) 特定施設に関する留意事項

ア. 特定施設の扱いに関する留意事項

- 特定施設は、使用用途に関わらず、法令で定められた施設であるかで判断されます。このため、金属加工用の液圧プレス機を金属加工以外の用途で用いる場合であっても、特定施設に該当します。
- 設置がなされるものであれば、事業の主目的とは関係なく用いられる場合、又は常時使用しない場合であっても、特定施設に該当します。例えば、通常稼働のない非常用の排煙設備であっても、特定施設に該当します。
- 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設（同法第2条第2項に規定する附属施設に設置されるものを除く）である特定施設については、騒音規制法及び振動規制法における届出義務はありません。ただし、規制基準の遵守義務はあります。

イ. 特定施設「送風機」について

騒音規制法における特定施設「送風機」は、様々な用途で用いられていることから、見落としのないように御注意ください。よく確認いただきたい送風機を参考に例示します。

- ・クーリングタワー、集塵機、ボイラーに内蔵の送風機
- ・火災発生時に作動する非常用の送風機(排煙設備)
- ・駐車場、工場、厨房施設への給気、排気(換気)用の送風機
- ・塗装ブース等の局所排気用の送風機
- ・空気調和機(エアハンドリングユニット)に内蔵の送風機
- ・排水処理設備(浄化槽含む)に用いられるブローア

なお、届出は「送風機単位」となりますので御注意ください。例えば、一つの筐体にまとめられている三連式のクーリングタワーの場合、それぞれの送風機が規模要件以上であれば、送風機を3台として届出を行うこととなります。

ウ. 特定施設「空気圧縮機」について

振動規制法における特定施設「空気圧縮機(振動規制法では、圧縮機)」は、エアコンや冷蔵庫などに用いられる冷媒の圧縮機は、冷凍機と判断されるため、特定施設「空気圧縮機」に該当しません。

なお、空気圧縮機を各種ガス類の圧縮に用いる場合は、特定施設「空気圧縮機」に該当します。



伊勢原市公認イメージキャラクター
クルリン

3 届出の実施について

(1) 特定施設設置届出書

ア. 届出書への記載内容等について

届出のタイミング
設置の **30 日前まで**

様式第1

特定施設設置届出書

② 年 月 日

① 市 町 村 長 殿

届出者 ③
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤	※ 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	⑥	※ 届出番号	記載しないでください
常時使用する従業員数	⑦	※ 審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。⑧	※ 備考	
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数
			⑨

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

図 3-1-1 特定施設設置届出書

表 3-1-1 特定施設設置届出書への記載内容等

表中 番号	記載内容	留意事項等
①	「伊勢原市長」宛としてください。	
②	実際に届け出る日(伊勢原市へ提出する日)を記載してください。	届出書の作成日ではありません。
③	法人の住所、法人名称、法人の代表者の氏名を記載してください。	届出者は、「 <u>代表権を有する者</u> 」であることが必要です。 原則として、法人の代表権を持たない工場長による届出はできません。
④	工場又は事業場の名称を記載してください。	[記載例] 伊勢原市役所(本庁舎)
⑤	工場又は事業場の所在地を記載してください。	[記載例] 田中 348 番地
⑥	工場又は事業場の主な事業内容を記載してください。	[記載例] 地方行政事務
⑦	常時使用する従業員数を記載してください。	[記載例] 500 人
⑧	騒音(振動)の防止の方法に関する資料(任意書式)を作成し、添付してください。	具体的な防止措置 (騒音:消音器・遮音壁の設置、振動:吊基礎・空気ばね等の設置)を中心に、できる限り <u>図面や表等</u> で示してください。
⑨	特定施設に係る詳細(※特に型式や公称能力を要確認)を記載します。 下記に掲げる例を参考としてください。	種類や型式、公称能力が多岐に渡り、 <u>様式中に記載しきれない場合は、本欄に「別紙参照」と記載し、同様の内容を表形式で別紙(任意書式)に記載</u> してください。

表 3-1-2 特定施設に係る事項の記載例

特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
一(二) 液圧プレス プレーキプレス	BP-80A	50t	5	8:00	17:00
二 空気圧縮機 スクロール式	SCP-15A	15kW	3	8:00	翌 8:00
二 送風機 事務所棟非常排煙設備	PF-40D-R	37kW	1	8:00	17:00

備考 特定施設の種類の記載は、「2 特定施設について」中の表中「特定施設の種類」に記載された番号とその細分(カタカナ)を記載してください。

イ. 添付書類について

表 3-1-3 特定施設設置届出書に係る添付書類について

種類	分類	詳細
騒音(振動)の防止の方法	必須	具体的な防止措置(騒音:消音器・遮音壁の設置、振動:吊基礎・空気ばね等の設置)を中心に、できる限り図面や表等で示してください。
特定施設の配置図	必須	特定工場内の特定施設の配置のほか、各特定施設から敷地境界線までの距離の記載をお願いします。
特定工場等及びその附近の見取図	必須	特定工場等の周辺(道路や住居)の状況が分かるような資料としてください。
騒音(振動)の防止の方法	必須	表 3-1-1 表中番号⑧を御確認ください。
特定工場等の立面図及び平面図ほか	任意	建築図面などから用意ください。なお、騒音規制法に係る届出には、建屋材質を示した資料についても用意をお願いします。
特定施設の外観や仕様を示す書類	任意	設備図面やカタログなどを御用意ください。
特定施設の騒音(振動)レベルを示す書類	任意	メーカーから資料が取り寄せられる場合、御用意ください(カタログなどに掲載されている場合もあります)。

ウ. 《参考》水質汚濁防止法に係る特定施設設置届出との違いについて

騒音規制法及び振動規制法では、特定施設を初めて設置するときのみ「特定施設設置届出書」で、以降の数の変更(増設等)は「特定施設の種類ごとの数変更届出書」での届出となります。

しかしながら、水質汚濁防止法では、特定施設の設置ごとに「特定施設設置届出書」での届出となります。

このように、法令により、届出の方法が異なりますので御注意ください。

なお、騒音規制法及び水質汚濁防止法において特定施設となるバッチャープラントを設置、増設する場合を想定し、例を下記に示します。

表 3-1-4 バッチャープラントの設置に係る届出の取扱いの違いについて

設置状況	水質汚濁防止法	騒音規制法
1基目設置	特定施設設置届出書	特定施設設置届出書
2基目設置	特定施設設置届出書	特定施設の種類ごとの数変更届出書 (省略可:2倍以内の増加のため)
3基目設置	特定施設設置届出書	特定施設の種類ごとの数変更届出書
2基目廃止 (数の減少)	特定施設使用廃止届出書	特定施設の種類ごとの数変更届出書 (省略可:数減少のため)



(2) 特定施設の種類の数変更届出書

ア. 特定施設の数の変更に係る届出要件について

特定施設の数の変更に係る届出は、騒音規制法と振動規制法とで必要になる要件(条件)が異なります。

表 3-2-1 特定施設の数の変更に係る届出要件

法律	届出が必要	届出を省略できる
騒音規制法	特定施設の種類の数を当該特定施設の種類の種類に係る直近の届出で届け出た数の 2倍を超える数に増加する場合	(1) 特定施設の種類の数を減少する場合 (2) 特定施設の種類の数を当該特定施設の種類の種類に係る直近の届出で届け出た数の2倍以内の数に増加する場合
振動規制法	特定施設の 種類及び能力ごとの数 を増加する場合	特定施設の種類の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

○ 特定施設を増加させる場合

特定施設の数を増加させる場合、**振動規制法では届出が必須**となります。

騒音規制法においては、数の増加の具合により異なりますので、下記の図を参考に判断ください。

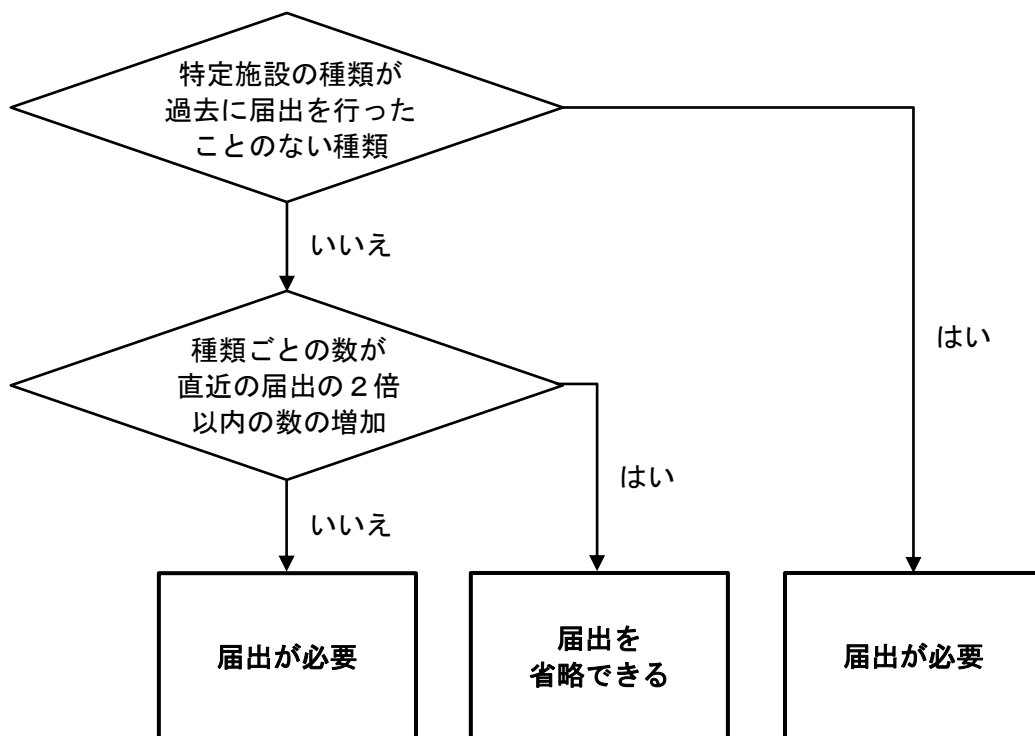


図 3-2-1 騒音規制法における特定施設の数の増加に係る届出有無判断フロー

○ 特定施設を更新する場合（数の増減がない）

振動規制法は、種類ごと、かつ「能力ごとの数」で届出が求められます。

このため、数の増減がない施設の更新であっても、振動規制法では届出が必要となる場合があります。なお、騒音規制法では、届出義務が発生しません。

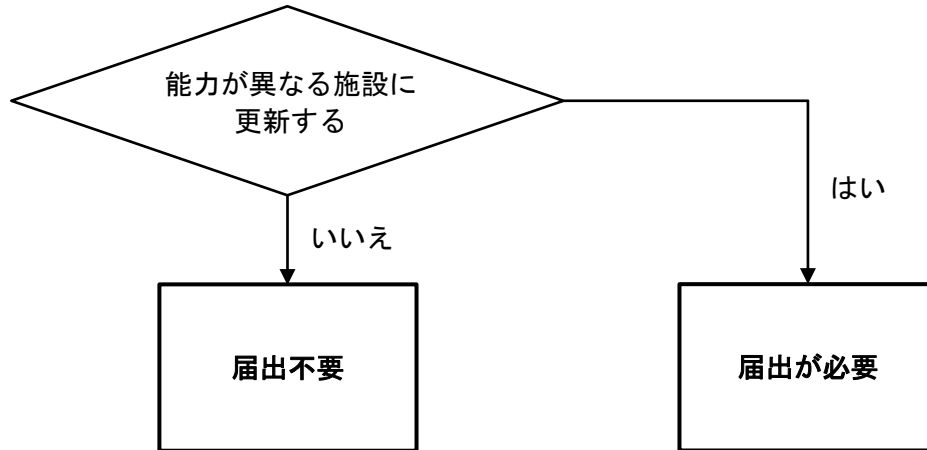


図 3-2-2 振動規制法における特定施設の更新に係る届出有無判断フロー



《具体例》

- ① 特定施設設置届出書では、11kW の圧縮機 1 台の設置を届出。
- ② 「①」で届け出ていた 11kW の圧縮機を廃止し、22kW の圧縮機 1 台に更新する。
このような場合、特定施設の「種類ごとの数」に変更は生じないが、「能力ごとの数」が増加するため届出が必要となる。

○ 特定施設の数減少する場合

特定施設の数減少する場合は、特定工場等に設置された全ての特定施設を使用廃止する場合を除き、届出を省略することができます。

○ 届出の省略について

特定施設の数について、届出が省略できる場合（数の減少等）や義務がない場合（数が変わらない）であっても、次の理由から届出に御協力ください。

- ・ 公害防止の見地から、特定施設の配置を行政が適切に把握している必要があること
 - ※ 適切に把握していない場合、市民から苦情申立てに対し、原因推測が困難になる場合や、既に存在しない施設を原因として推測することにつながる恐れがあります。
- ・ 将来的な届出漏れにつながる恐れがあること
 - ※ 届出が省略可能な範囲での特定施設の変更が繰り返されることにより、どこまで届出済みの施設か、判断に困難を伴うことにつながる（特に、過去の届出の所在が不明となってしまった場合など）恐れがあります。

イ. 届出書への記載内容等について

届出のタイミング
設置の 30 日前まで

様式第3 A
特定施設の種類ごとの数変更届出書

② 年 月 日

① 市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。 A

工場又は事業場の名称	④	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	⑤	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
		※ 記載しない 記載しないでください	
		※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
				⑥				

備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。

2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図 3-2-3 特定施設の種類ごとの数変更届出書

表 3-2-2 特定施設の種類ごとの数変更届出書への記載内容等

表 番 号	記載内容	留意事項等
①	「伊勢原市長」宛としてください。	
②	実際に届け出る日(伊勢原市へ提出する日)を記載してください。	届出書の作成日ではありません。
③	法人の住所、法人名称、法人の代表者の氏名を記載してください。	届出者は、「 <u>代表権を有する者</u> 」であることが必要です。 原則として、法人の代表権を持たない工場長による届出はできません。
④	工場又は事業場の名称を記載してください。	設置届出書に記載した特定工場等の名称を記載してください。
⑤	工場又は事業場の所在地を記載してください。	設置届出書に記載した特定工場等の所在地を記載してください。
⑥	特定施設に係る詳細(※特に型式や公称能力を要確認)を記載します。 下記に掲げる例(表3)を参考としてください。	種類や型式、公称能力が多岐に渡り、 <u>様式中に記載しきれない場合は、本欄に「別紙参照」と記載し、同様の内容を表形式で別紙(任意書式)に記載してください。</u> 騒音規制法の場合、特定施設の種類のほか、型式や公称能力ごとの記載に協力をお願いします。 ※振動規制法については、種類及び能力ごとの数の記載とする必要があります。
①	【振動規制法のみ】 振動規制法の様式は、「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」と「特定施設の使用の方法変更届出書」を兼ねていますので、特定施設の使用の方法(使用時刻)を変更しない場合は、取消し線を引いてください。	この取消し線への訂正印は不要です。

表 3-2-3 特定施設に係る変更事項の記載例

特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻 (時・分)		使用終了時刻 (時・分)	
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
二 送風機 ※型式等は、別紙特定施設一覧に記載	※	※	3	10	8:30	8:00	17:00	18:00

ウ. 添付書類について

表 3-2-4 特定施設の種類ごとの数変更届出書に係る添付書類について

種類	分類	詳細
特定施設の配置図	必須	特定工場内の特定施設の配置のほか、各特定施設から敷地境界線までの距離の記載をお願いします。
特定工場等及びその附近の見取図	必須	特定工場等の周辺(道路や住居)の状況が分かるような資料としてください。
特定工場等の立面図及び平面図ほか	任意	建築図面などから用意ください。特定施設設置届出書に既に添付いただいた場合は、増築・改築等の変更がある場合に用意ください。なお、騒音規制法に係る届出には、建屋材質を示した資料についても用意をお願いします。
特定施設の外観や仕様を示す書類	任意	設備図面やカタログなどを御用意ください。
特定施設の騒音(振動)レベルを示す書類	任意	メーカーから資料が取り寄せられる場合、御用意ください(カタログなどに掲載されている場合もあります)。
特定施設の状況(特定施設一覧表)	任意	届出を省略した経過がある場合、又は数や能力の変更を伴わない施設の更新を行った場合は、特定工場等に設置されている特定施設の状況を表などで御用意ください。

エ. 振動規制法における特定施設の使用の方法の変更について

振動規制法は、特定施設の使用の時刻を変更する場合であっても、届出が必要となります。ただし、変更しようとする特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出を省略することができます。

※ 騒音規制法では、使用の方法(時刻)の変更に関する規定が設けられていません。



(3) 騒音(振動)の防止の方法変更届出書

ア. 届出書への記載内容等について

届出のタイミング
変更の 30 日前まで

様式第4

騒音の防止の方法変更届出書

② 年 月 日

① 市 町 村 長 殿

届出者 ③
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	⑤		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※	記載しないでください
	別紙のとおり。⑥		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

図 3-3-1 騒音の防止の方法変更届出書

表 3-3-1 騒音の防止の方法変更届出書への記載内容等

表 番 号	記載内容	留意事項等
①	「伊勢原市長」宛としてください。	
②	実際に届け出る日(伊勢原市へ提出する日)を記載してください。	届出書の作成日ではありません。
③	法人の住所、法人名称、法人の代表者の氏名を記載してください。	届出者は、「 <u>代表権を有する者</u> 」であることが必要です。 原則として、法人の代表権を持たない工場長による届出はできません。
④	工場又は事業場の名称を記載してください。	設置届出書に記載した特定工場等の名称を記載してください。
⑤	工場又は事業場の所在地を記載してください。	設置届出書に記載した特定工場等の所在地を記載してください。
⑥	騒音(振動)の防止の方法に関する変更前と変更後を対照させた資料(任意様式)を作成し、添付してください。	具体的な防止措置 (騒音:消音器・遮音壁の設置、振動:吊基礎・空気ばね等の設置)を中心に、できる限り表等を用いて対照させると共に、変更に係る図面等を添付してください。

イ. 添付書類について

表 3-3-2 騒音の防止の方法変更届出書に係る添付書類について

種類	分類	詳細
特定施設の配置図	必須	特定工場内の特定施設の配置のほか、各特定施設から敷地境界線までの距離の記載をお願いします。
特定工場等及びその附近の見取図	必須	特定工場等の周辺(道路や住居)の状況が分かるような資料としてください。
騒音(振動)の防止の方法	必須	表 3-3-1 表中番号⑥を御確認ください。
特定工場等の立面図及び平面図ほか	任意	防止の方法が、建屋を改造する様なものである場合に、それを示す図面等を御用意ください。
特定施設の外観や仕様を示す書類	任意	防止の方法が、特定施設を改造する様なものである場合に、それを示す図面等を御用意ください。
特定施設の騒音(振動)レベルを示す書類	任意	例えば、防振ゴムを液圧プレスに設置する場合などで、その振動レベルの減少に係る効果を示す資料がある場合、御用意ください。

ウ. 騒音(振動)の防止の方法に係る届出の省略について

騒音(振動)の防止の方法変更届出は、騒音(振動)の大きさの増加を伴わない場合は、届出を省略することができます。

しかしながら、このような場合にあっても、特定施設の種類ごとの数変更届出と同様、届出に御協力ください。



(4) 氏名等変更届出書

ア. 届出書への記載内容等について

届出のタイミング
変更から 30 日以内

様式第6

氏 名 等 変 更 届 出 書

② 年 月 日

①市町村長 殿

届出者 ③
 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

Ⓐ
 氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	④	※ 整 理 番 号	
	変 更 後	⑤	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		⑥ 年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由		⑦	※ 備 考	

記載しないでください

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

Ⓑ

【補足】氏名等変更届出書で行う変更内容について

本届出書で行う変更は、「氏名、名称、住所、所在地」です。それぞれの項目で想定される変更内容は、次のとおりです。

- ・ 氏 名：法人の代表者が変更となった場合
- ・ 名 称：法人の名称又は特定工場等の名称が変更となった場合
- ・ 住 所：法人の住所が変更となった場合。
- ・ 所在地：特定工場等の所在地が住居表示の実施や土地の合筆・分筆により変更となった場合

※ 工場又は事業場の移転は、「所在地の変更」ではありません。移転先で新たに「特定施設設置届出」を行う必要があります。

図 3-4-1 氏名等変更届出書

表 3-4-1 氏名等変更届出書への記載内容等

表中 番号	記載内容	留意事項等
①	「伊勢原市長」宛としてください。	
②	実際に届け出る日(伊勢原市へ提出する日)を記載してください。	届出書の作成日ではありません。
③	法人の住所、法人名称、法人の代表者の氏名を記載してください。これらに本届出で変更を行う場合は、変更後の法人の住所等を記載してください。	届出者は、「 <u>代表権を有する者</u> 」であることが必要です。 原則として、法人の代表権を持たない工場長による届出はできません。
④	法人の代表者の氏名などの変更事項について、届出済みの内容を記載してください。	[記載例] 騒音規制法株式会社
⑤	法人の代表者の氏名等などの変更事項について、変更となった内容を記載してください。	[記載例] 騒音・振動規制法株式会社
⑥	法人の代表者の氏名等などの変更が生じた年月日を記載してください。	[記載例] 昭和 56 年 6 月 10 日
⑦	法人の代表者の氏名などの変更事項について、変更の理由を記載してください。	[記載例] 事業拡大に伴い、法人名称の改称を行ったため。
Ⓐ	変更とならない項目については、取消し線を引いてください。例えば、法人の代表者氏名のみの変更の場合は、「名称、住所、所在地」に取消し線を引いてください。	この取消し線への訂正印は不要です。
Ⓑ	届出を行う変更内容が、法人の代表者氏名、法人名称又は住所の場合など、届出中に「特定工場等の名称及び所在地」の記載がなされない場合には、様式中の任意の箇所に『特定工場等の名称』及び『特定工場等の所在地』を記載してください。	[記載例] 特定工場等の名称: 騒音・振動規制法株式会社 特定工場等の所在地: 田中 348 番地

イ. 添付書類について

必要な添付書類は定められておりませんが、氏名等の変更に当たり変更後の情報が記載された法人の登記簿謄本の写しを取得される場合は、その複写(コピー)の添付に御協力ください。

(5) 特定施設使用全廃届出書

ア. 届出書への記載内容等について

**届出のタイミング
全廃から 30 日以内**

様式第7

特定施設使用全廃届出書

② 年 月 日

① 市町村長 殿

届出者 ③ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤	※ 受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	⑥ 年 月 日	※ 施設番号	
使用全廃の理由	⑦	※ 備考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記載しないでください

図 3-5-1 特定施設使用全廃届出書

表 3-5-1 特定施設使用全廃届出書への記載内容等

表 中 番 号	記載内容	留意事項等
①	「伊勢原市長」宛としてください。	
②	実際に届け出る日(伊勢原市へ提出する日)を記載してください。	届出書の作成日ではありません。
③	法人の住所、法人名称、法人の代表者の氏名を記載してください。	届出者は、「 <u>代表権を有する者</u> 」であることが必要です。 原則として、法人の代表権を持たない工場長による届出はできません。
④	すべての特定施設の使用を廃止した特定工場等の名称を記載してください。	
⑤	すべての特定施設の使用を廃止した特定工場等の所在地を記載してください。	
⑥	すべての特定施設の使用を廃止した年月日を記載してください。	
⑦	すべての特定施設の使用を廃止した理由を記載してください。	
※	※ 必要な添付書類はありません。	

イ. 届出を行う際に特に注意いただきたい事項について

この届出は、特定工場等に設置された『すべて』の特定施設の使用を廃止(※事業活動の停止・廃止や特定施設の撤去ではない)する場合に行うものです。

複数設置してある特定施設のうち、1つの特定施設を使用廃止する場合は、この届出を行うことはできません(※数の変更の届出に御協力ください。詳細は、「3. (2) 特定施設の種類ごとの数変更届出書(12 ページ)」を御確認ください)。



届出を行ったすべての特定施設は使用廃止となっても、そのほかに届出を行っていない特定施設がある場合は、特定施設使用全廃届出書による届出ができません。

「届出を行っていない特定施設」は、騒音規制法において数が減少する場合届出が省略できること、同能力の施設に機器更新を行う場合の届出規定がないことなどにより発生することがあります。

例えば、7.5kW の往復式容積形圧縮機を 7.5kW のスクロール式圧縮機に更新する場合、型式や構造等は変更となるものの「種類及び能力ごとの数」の変更とならないため、更新後のスクロール式圧縮機に関する届出義務が発生しません。このような場合、届出書上に現れない(行政庁である伊勢原市が把握していない)特定施設が発生することとなります。

特定施設使用全廃届出書は、届出の有無に関わらず、特定施設に該当するものすべての使用を廃止した場合に、提出してください。

(6) 承継届出書

ア. 届出書への記載内容等について

**届出のタイミング
承継から 30 日以内**

様式第8

承 継 届 出 書

② 年 月 日

① 市 町 村 長 殿

届出者 ③
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称	④	※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	⑤	※ 受理年月日	年 月 日	
承継の年月日	⑥ 年 月 日	※ 施設番号	記載しないでください	
被承継者	氏名又は名称	⑦		※ 備考
	住所	⑧		
承継の原因	⑨			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

A

図 3-6-1 承継届出書

表 3-6-1 承継届出書への記載内容等

表 番 号	記載内容	留意事項等
①	「伊勢原市長」宛としてください。	
②	実際に届け出る日(伊勢原市へ提出する日)を記載してください。	届出書の作成日ではありません。
③	承継を受ける者の法人の住所、法人名称、法人の代表者の氏名を記載してください。	届出者は、「 <u>代表権を有する者</u> 」であることが必要です。 原則として、法人の代表権を持たない工場長による届出はできません。
④	承継後の <u>特定工場等の名称</u> を記載してください。	
⑤	原則として、 <u>承継対象の特定工場等の所在地(従前からの所在地)</u> を記載してください。	住居表示の変更など、何らかの事由により特定工場等の所在地を変更する必要がある場合は、担当まで御相談ください。
⑥	権利の承継を受けた年月日を記載してください。	
⑦	<u>承継される特定工場等に係る権利のものの所有者(従前の届出者)の名称</u> を記載してください。	法人名称を記載してください。法人の代表者の氏名は記載不要です。
⑧	承継される特定工場等に係る権利のものの所有者(従前の届出者)の住所を記載してください。	法人の所在地を記載してください。
⑨	承継に至った原因(理由)を記載してください。	譲渡、借受け、相続、合併又は分割などの原因を記載してください。
⑩	承継届出書には、 <u>被承継特定工場等の名称(※)</u> の記載欄がありませんので、様式中の任意の箇所に承継する『特定工場等の名称』を記載してください。 ※ 被承継者(権利のものの所有者:従前の届出者)が届け出していた特定工場等の名称。	[記載例] 被承継特定工場等の名称:騒音規制法株式会社
※	※ 必要な添付書類はありません。	

イ. 届出を行う際に特に注意いただきたい事項について

この届出は、特定工場等に設置された『すべて』の特定施設の権利を承継(届出を行っていない特定施設がある場合は、それらも含めて)する場合に行うものです。

なお、特定工場等に設置された一部の特定施設のみを承継する場合は、承継届出ではなく、一部の承継を受ける者が事前に特定施設設置届出を行います(この場合、もとの所有者側は、数の変更の届出に御協力ください)。

4 規制基準について

(1) 概要

伊勢原市内の特定工場等への規制基準は、「時間の区分」、「区域の区分」、「音圧レベルの限度」及び「振動加速度レベルの限度」について、国が定めた範囲の中で、伊勢原市が定めています。

伊勢原市が定めた規制基準は、**指定地域(工業専用地域を除いた市内全域に適用)**されます。詳細は、下記を御確認ください。

なお、この規制基準値は、他の地方公共団体とは異なる場合がありますので、御注意ください。

(2) 伊勢原市の騒音及び振動に係る規制基準(時間の区分、区域の区分、音圧レベルの限度・振動加速度レベルの限度)

表 4-2-1 伊勢原市の規制基準

法令・時間の区分	騒音規制法			振動規制法	
	8:00-16:00	6:00-8:00 及び 18:00-23:00	23:00-翌6:00	8:00-19:00	19:00-翌8:00
第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50	45	40	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 市街化調整区域	55	50	45	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	55	70	60

備考 1 音圧レベル及び振動加速度レベルの単位は、デジベル。

2 市内に設定のない地域区分は、掲載していない。

(3) 規制基準の適用対象について

上記「(2)」で示した規制基準の遵守義務は、市内の指定地域にある「特定工場等」にのみ適用されます(騒音規制法及び振動規制法に基づく改善勧告又は改善命令は、特定工場等にのみ発動可能となります)。

なお、対象となる音圧レベル及び振動加速度レベルは、特定施設から発せられるもののみならず、原則として特定工場等全体から発せられるものすべてが対象となります。

5 届出に関するよくある質問について

○ 届出者は、届出対象の工場の代表である工場長では駄目ですか。

届出者は、「法人の代表権」を有する者であることが必要です。

工場長が法人の代表権をお持ちでない場合、工場長を届出者としてお届けいただくことはできません。

ただし、工場長が法人の代表権を有する者から騒音規制法又は振動規制法の届出に係る権限を委任された場合は、この限りではありません。詳しくは担当に御相談ください。

○ 特定施設設置届出は、工事開始日から起算して30日前に行えば良いですか。

特定施設設置届出は、「特定施設の設置の工事の開始の30日前まで」の届出が義務づけられていますが、この30日に「届出を行った日」と「工事の開始の日」は含みません。このため、届出日は、工事開始日のあいだに30日間以上の間隔を空けることが必要です。

例えば、下の図のように、5月3日に工事を開始する場合は、4月2日が届出期限となります。ゆとりを持った届出の実施をお願いします。

日	月	火	水	木	金	土
4/1	2 届出期限	3 ③①	4 ②⑨	5 ①⑧	6 ②⑦	7 ③⑥
8 ④⑤ ←	9	10	11	12	13	14 ⑤⑩
15 ⑥⑪ ←	16	17	18	19	20	21 ⑦⑫
22 ⑧⑬ ←	23	24	25	26	27	28 ⑨⑭
29 ⑩⑮	30 ⑪	5/1 ⑫	2 ⑬	3 工事開始日	4	5 ⑭

図 5-1 届出期限の例示

○ 届出期限が日曜日であった場合、届出は翌日の月曜日でも良いですか。

届出期限が、閉庁日である場合は、その前の開庁日までの届出が必要です。

御質問のように、届出期限が日曜日であった場合は、前々日の金曜日（※祝日等で閉庁日である場合は、更にその前の開庁日）までの届出が必要となります。

なお、土曜開庁日は、騒音規制法等に関する届出業務を行っていないため、受付をすることができませんので御注意ください。

○ **届出書は、正本と副本のほかに、会社側の控えを用意したほうがいいですか。**

届出書の受付後、原則として副本を届出者の控えとしてお返ししていますので、別に控えを用意する必要はありません。

なお、原則として正本と副本以外の受付は行いません（正本と副本のほかに、受付が必要な場合は、担当まで相談ください）。

○ **道路を挟んだ駐車場や倉庫も、特定工場等の敷地に含まれますか。**

それぞれ個別の判断となりますが、操業状態や立地状態などから一体とみなせる場合は、敷地に含まれると考えますので、担当まで相談ください。

なお、駐車場や倉庫を敷地に含めた場合、そこから発生する音も特定工場等としての規制を受けることとなります。

○ **騒音規制法又は振動規制法に基づく特定施設設置届出などは、水質汚濁防止法のような、実施の制限期間の短縮がありますか。**

騒音規制法及び振動規制法には、実施の制限期間の短縮はありません（水質汚濁防止法と異なり、実施の制限の短縮に関する規定が存在しないため）。

このため、届出の翌日から30日間は、設置工事の着手ができませんので御注意ください。ゆとりを持った届出の実施をお願いします。

○ **届出書の提出は、郵送でも構いませんか。その場合の届出日はいつになりますか。**

郵送でも構いません。ただし、内容についてその場で聞き取りを含めた確認を実施し、場合によっては補正処理まで完了させたいことから、可能な限り事前連絡をいただいたうえで、来庁による提出に御協力をお願いします。

なお、郵送による場合の届出日は、届出書を作成し、郵送した日になります（届出書の受付日は、その届出書に不備がない場合、本件の行政庁である伊勢原市の事務所に郵便物が到達した日、不備がある場合、その補正が完了した日となります）。

○ 騒音規制法と振動規制法の届出様式は似ているので、共通様式を準備し、使用して構いませんか。

共通様式を準備・使用いただくことは構いませんが、それぞれの法律ごとに正副を届け出てください(様式の共通化は、記載の手間を減らすことが趣旨であり、提出部数の削減に繋がるものではありませんので注意してください)。

共通様式については、「大気汚染防止法等に係る氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について(平成8年3月29日付け環大企第66号、環大規第62号、環水管第64号、環水規第124号環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長外)」を参考としてください。

(別紙1)

氏名等変更届出書

年 月 日

〇〇知事 殿
〇〇市町村長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法第11条(第13条の13第2項において準用する場合を含む。) 騒音規制法第10条 振動規制法第10条 水質汚濁防止法第10条 湖沼水質保全特別措置法第17条第2項 瀬戸内海環境保全特別措置法第9条 特定水運利権の防止のための水道水源地の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項 ダイオキシン類対策特別措置法第18条 	} の規定により、次のとおり届け出ます。
--	----------------------

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	※ 施設番号		
変更の理由		※ 備考		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図 5-2 氏名等変更届出の共通様式例(上記通知から引用)

6 参考資料

(1) 騒音規制法(特定工場等に関する部分抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

第二章 特定工場等に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類ごとの数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(特定施設の数等の変更の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配

置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(小規模の事業者に対する配慮)

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気工作物等に係る取扱い)

第二十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガ

ス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

- 3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。
- 5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

※ 本資料は、法律からの抜粋になりますので、参考にご覧ください。

なお、法律の全文に関しては、環境省ホームページ等から御確認ください。

(2) 振動規制法(特定工場等に関する部分抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

第二章 特定工場等に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 四 振動の防止の方法
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(特定施設の変更等の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、

その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(小規模の事業者に対する配慮)

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気工作物等に係る取扱い)

第十八条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス

事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

- 3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。
- 5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

第六章 罰則

第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

※ 本資料は、法律からの抜粋になりますので、参考にご覧ください。

なお、法律の全文に関しては、環境省ホームページ等から御確認ください。





編集・発行 伊勢原市経済環境部環境対策課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地

0463-94-4711(代)